**令和７年度**

**大和高田市幼保再編計画（個別施設計画）策定支援**

**業務委託事業者選定プロポーザル実施要領**

令和７年５月

大和高田市福祉部子育て支援室

保育幼稚園課

**令和７年度　大和高田市幼保再編計画（個別施設計画）策定支援業務**

**委託事業者選定プロポーザル実施要領**

1. **目的**

第３期大和高田市子ども・子育て支援事業計画（令和７年３月改訂）に基づく地域子ども・子育て支援事業の推進に当たり、事業の拠点となる大和高田市（以下「甲」という。）が保有する保育所、こども園及び幼稚園（以下「公立保育所等」という。）の老朽化の進行、また、人口減少や核家族化など社会情勢の変化による教育・保育ニーズへの対応が課題となっている。

本委託は、民間の活用やこども園化も含めた公立保育所等の整備等の検討を行い、甲と協議しながら本市における公立保育所等の在り方、再編成計画及び個別施設計画（以下「幼保再編計画」という。）の策定を求めるものである。

本委託事業者選定プロポーザルは、幼保再編計画の策定のための支援について、複数の事業者から最新の知識とノウハウ、さらに豊富な経験に基づく企画の提案を受け、「大和高田市幼保再編計画（個別施設計画）策定支援業務選定プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）により審査を行い、事業者の選定を行うものである。

**２．業務内容**

（１）委託業務名：大和高田市幼保再編計画（個別施設計画）策定支援業務委託

（２）業務内容　　：別紙「仕様書」のとおり

（３）履行期間　　：別紙「仕様書」のとおり

**3.　委託者選定方法**

　　公募型プロポーザル方式

**4.　委託料の上限額**（消費税及び地方消費税を含む。）

　　　15,964,000円

〔年度割上限額〕　（うち令和７年度　9,199,000円、令和８年度　6,765,000円）

**5.　選考**

（１）選定方法

　　　　　事業者の選考に当たっては、審査委員会による二段階審査（第１次審査、第２次審査において、評価項目ごとに得点化）を経て総合評価により優先交渉権者を選定します。その後、優先交渉権者と仕様書及び提案書の内容について協議し、双方同意により当該業務の契約の締結予定者を決定するものです。

　（２）審査方法

（ア）　第１次審査として、提出された提案書を、下記の（３）評価基準の①～④に基づいて審査委員会が評価・採点することにより、第２次審査のヒアリングに進む上位３者以内の事業者を選定します。

（イ）　第２次審査として、第１次審査で選定された事業者を対象に審査委員会においてヒアリングを行い、評価基準の⑤に基づいて評価・採点し、第１次審査の採点に加算し、各々の合計点を３７５点満点として採点することにより審査します。

（３）評価基準

審査における評価項目と配点は以下のとおりです。

第１次審査（書類審査）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分 | 評　　価　　項　　目 | 配　点 |
| ①事業者の業務実績等 | ア　公的資格取得状況 | ９点 |
| イ　業務の受託実績 | ６点 |
| ②配置予定技術者の業務実績等 | ア　配置予定技術者の資格取得状況（統括責任者）配置予定技術者の資格取得状況（担当者） | １５点１５点 |
| イ　配置予定技術者の業務実績 | １５点 |
| ③運営体制 | ア　業務実施体制 | １５点 |
| イ　業務実施計画 | １５点 |
| ウ　連絡調整体制 | １５点 |
| ④経費の削減努力 | ア　見積金額 | ２０点 |
| 合　　　　　　　　　　計 | １２５点 |
| 第2次審査（プレゼンテーション　・　ヒアリング） |
| 区　分 | 評　　価　　項　　目 | 配　点 |
| ⑤幼保再編計画策定支援 | ア　幼保の在り方に関する基本方針の定め方 | ３０点 |
| イ　公立保育所等及び民間保育所等の現状整理方法 | ２０点 |
| ウ　保育人口等の将来推計整理方法 | ２０点 |
| エ　公立保育所等の施設評価方法 | ２０点 |
| オ　公立保育所等の再編分析方法 | ２０点 |
| カ　幼保再編の計画策定方法 | ３０点 |
| キ　個別施設計画の策定内容 | ２０点 |
| ク　住民合意形成方法 | ３０点 |
| ケ　公立保育所閉所プロセス（案） | ４０点 |
| コ　その他、追加提案 | ２０点 |
| 合　　　　　　　　　　計 | ２５０点 |

※審査委員会の委員１名当たりの配点です。

（４）候補者の選定

（ア）第１次審査（書類審査）において、適切な提案がない場合（評価点の得点率が6割未満）には、2次審査の参加者として選定しません。

　　　なお、下記の優先順位の内容で比較し、参加者を選定します。

|  |  |
| --- | --- |
| 優先順位 | 比較内容 |
| 1 | 第1次審査に対する各委員による評価点の合計が高い者 |
| 2 | 見積額が最も安価な者 |
| 3 | 第１次審査の区分②に対する各委員による評価点の合計が高い者 |
| 4 | 第１次審査の区分③に対する各委員による評価点の合計が高い者 |
| 5 | 第１次審査の区分①に対する各委員による評価点の合計が高い者 |
| 6 | 審査委員会により審査した結果、優先すべきと判断された者 |

（イ）第2次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）において、適切な提案がない場合（第１次審査及び第2次審査における評価点の合計得点率が6割未満）には、優先交渉権者の候補者として選定しません。

　　　なお、下記の優先順位の内容で比較し、優先交渉権者の候補者を選定します。

|  |  |
| --- | --- |
| 優先順位 | 比較内容 |
| 1 | 第1次審査及び第2次審査に対する各委員による評価点の合計が高い者 |
| 2 | 第2次審査に対する各委員による評価点の合計が高い者 |
| 3 | 審査委員会により審査した結果、優先すべきと判断された者 |

（ウ）提案者が１者のみの場合、審査・評価は実施し、評価点の得点率が6割未満の場合は採択せず、再度公募を行います。

**6．参加資格要件**

　本プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる全ての要件を満たしている単体企業とする。

1. 地方自治法施行令（昭和２２年号外政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当する者でないこと。
2. 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
3. 平成２７年４月１日以降において、地方公共団体より元請けとして受託した実績（学校再編計画、幼保再編計画、保育所再編計画又は個別施設計画）を有すること。
4. 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成２１年告示第８０号）に基づく資格停止措置、その他国又は奈良県による同様の措置を受けている者でないこと。
5. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成15年告示第25号）第２条第4号又は第5号に該当する者でないこと。

**7．選定スケジュール**

　参加手続きにおけるスケジュールは次のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 実施要領等の公表・配布 | 令和７年５月１６日（金） |
| 参加申請書及び提案書の受付期間 | 令和７年５月１６日（金）～令和７年６月６日（金） |
| 質問の受付期間 | 令和７年５月１６日（金）～２８日（水） |
| 質問の回答期間 | 令和７年６月３日（火）まで |
| 第１次審査（書類審査） | 令和７年６月２３日（月） |
| 第１次審査（書類審査）による結果通知 | 令和７年６月下旬 |
| 第２次審査（プレゼンテーション含む） | 令和７年７月７日（月） |
| 優先交渉権者の決定 | 令和７年7月中旬 |
| 大和高田市ホームページに選定結果公表 | 令和７年7月中旬 |
| 契約締結 | 令和７年７月中旬 |

* 日程については変更となる場合があります。

**8．参加手続き及び提案に必要な資料等の配布**

参加手続き及び提案に必要な資料の配布は次のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| ホームページ掲載 | 令和７年５月１６日（金）から |
| 仕様書 | （１）仕様書 |
| 提出必要書類の様式 | （１）参加申込書（様式１）（２）誓約書（様式２）（３）会社概要及び公的資格取得実績（様式３）（４）業務実績（様式４）（５）配置予定技術者（様式５）（６）業務実施体制・業務実施計画・連絡調整体制（様式６）（７）企画提案書〔表紙〕（様式７）（８）企画提案書（様式８、９、10）（９）暴力団排除に関する誓約書（様式11） |
| 入手方法 | 大和高田市ホームページからダウンロードしてください。※窓口での配布は行いません。 |

**9.　質問の受付及び回答**

（１）　この事業者の選定に関する質問の受付期間

　　　（ア）　令和７年５月１６日（金）～５月２８日（水）午後５時まで

　　　（イ）　質問内容を簡潔にまとめて、電子メールにて大和高田市福祉部子育て支援室　保育幼稚園課（担当：山本）まで送信してください。質問書の様式は任意です。メールのみの受付とします。

（メールアドレス：hoikuyouchien@city.yamatotakada.nara.jp）

　（２）　回答

　　　　質問に関する回答は、質問を受理した日から４日後（土日を除く）を目処に、大和高田市ホームページに掲載します。質問がない場合もその旨を大和高田市ホームページに掲載いたします。

**10．参加申込み**

　このプロポーザルに参加申込みするものは、以下の書類を提出してください。

1. 受付期間：令和７年５月１６日（金）～６月６日（金）（土日を除く。）

　（２）　受付時間：午前９時から午後５時まで

　（３）　受付場所：大和高田市福祉部子育て支援室　保育幼稚園課（直接持参してください。）

　（４）　提出書類：下記のとおり（各々、正本1部及び副本12部）

　　　※様式のないものは、任意様式で結構です。書類に不備がある場合は、失格とします。

（ア）参加申込書（様式１）

（イ）誓約書（様式２）

（ウ）会社概要及び公的資格取得実績（様式３）

（エ）業務実績（様式４）

（オ）配置予定技術者（様式５）

（カ）業務実施体制・業務実施計画・連絡調整体制（様式６）

（キ）企画提案書〔表紙〕（様式７）

（ク）企画提案書（様式８、９、10）

（ケ）見積書（様式自由）

（コ）暴力団排除に関する誓約書（様式11）

（サ）法人の登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書。発行日から３ヶ月以内のもの。写し可。）

（シ）印鑑証明書（発行日から３ヶ月以内のもの。写し可。）

（ス）国税及び市税の未納がないことの証明書（発行日から３ヶ月以内のもの。写し可。）

《国税》納税証明書（様式その３の３「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明用）［国税納税地を管轄する税務署で証明］

《市税》直近２年分の法人市民税の納税証明書［所在地における市町村で証明］

（セ）申請者の経営状況を説明する書類

貸借対照表及び損益計算書又は収支予算書及び収支決算書（提出日現在の属する事業年度の直近３年間分）

※上記の（サ）～（セ）については、大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿又は大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿に登録している者である場合、提出の必要はない。

**11．企画提案書の作成について**

企画提案書の作成は次のとおりとする。

（１）共通事項
　　　①企画提案書は１社につき１点とする。

　　　②日本工業規格A4様式を縦に使用し左とじすること。
　　　③文字サイズは10ポイント以上とする（但し図表中の文字は10ポイント以下でも可）
　　　④様式７は1枚、様式８～１０は合計１０枚以内で作成し片面印刷とする。

様式７　企画提案書〔表紙〕

様式８　幼保再編計画策定についての考え方

※ページ２における第２次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）の評価項目ア～クについて

　　　　様式９　公立保育所閉所プロセス（案）

様式１０ その他、追加提案

（２）提案書構成

　　　提案書の項目及び内容は、仕様書記載の要件を踏まえ、各様式タイトルにあわせること。

**12.　第１次審査（書類審査）の結果通知**

　第１次審査の結果は、令和７年６月下旬に電子メールで通知します。

**13.　第２次審査（ヒアリング）の実施**

　（１）　実 施 日：令和７年７月７日（月）　午後１時３０分（予定）

　（２）　実施場所：大和高田市役所　5階会議室6

　（３）　提案時間：３０分以内（質疑応答の時間は含みません。）

　（４）　説 明 者：３名以内（配置予定技術者を含めること。）

　（５）　準 備 物：パソコン等を使用する場合は、事業者側で準備してください。

（スクリーン、プロジェクタ、レーザーポインタは市が準備します。）

**14.　契約の締結**

（１）優先交渉権者の決定等

（ア）審査委員会の評価順位が第１位の者を優先交渉権者に確定し、順次、以下の交渉権者（以下「次順位者」という。）の順位を確定します。

（イ）選定結果は、簡易書留郵便を用い、「審査結果通知書」（様式12、13）により通知します。

（ウ）（イ）の通知を受けた者は、その通知を受けた日から土日祝を除く５日以内に「承諾・辞退届」（様式14）を提出してください。届出は、持参又は郵送に限ります。

（エ）選定結果については、何人も異議を申し立てることはできません。

（２）仕様書等の確定の協議

審査委員会より優先交渉権者確定の報告を受けた大和高田市長(以下「市長」という。)は、優先交渉権者と協議して仕様書（提案書を含む。）の内容を確定します。

※協議は、市長に代わり当該委託業務を所掌する保育幼稚園課の担当職員が行います。

（３）次順位者との協議

次の場合は、次順位者と交渉を行います。次順位者には、保育幼稚園課の担当職員から別途ご案内します。

1. 優先交渉権者が参加資格を有しなくなったとき。
2. 優先交渉権者が辞退の届出をしたとき。
3. 優先交渉権者との協議が不調となったとき。

（４）契約締結予定者の決定及び契約手続

仕様書等の確定により、当該確定の協議を行った交渉権者を契約締結予定者とし、当該契約締結予定者を市長が契約相手と認めたときは、遅滞なく、保育幼稚園課の担当職員からその旨を連絡し、その後の契約締結の事務は、保育幼稚園課において行います。

**15.　企画提案書の留意事項**

　（１）次に掲げる場合は、失格とします。

　　　（ア）　企画提案書を提出期限までに提出しなかった場合

　　　（イ）　市が示した委託料の上限額を超過した場合

　　　（ウ）　企画提案書の記載内容に虚偽がある場合

　　　（エ）　企画提案書の提出時から契約締結までの期間に、本市の入札参加資格停止措置を受けた場合

　　　（オ）　企画提案書の提出時から契約締結までの期間に、会社更生法の適用を受けるなど、この業務の履行が困難と認められる状態に至った場合

　（２）応募者は、企画提案書の提出をもって、この実施要領その他本市が作成したこの契約に関する事項すべてを承諾したものとみなします。

　（３）この応募に要する費用の負担は、応募者の負担とします。

　（４）提出された書類については、その内容の変更又は差替えはできません。

　　　　また、理由のいかんに関わらず返却いたしません。

　（５）提出された企画提案書の著作権は、提出された事業者に帰属するものですが、市が業務上で必要とする場合は、複製を作成する場合があります。

　（６）提出された企画提案書は、本市の保有公文書となり情報公開請求があれば、大和高田市情報公開条例（平成10年条例第25号）の規定に基づいた処理を行います。

　（７）企画提案書を提出した後、自己の都合により、この応募の参加を辞退したい場合は、その旨を書面（様式は任意です。）で提出してください。

　　　　市は、辞退者に対して、その後の不利益な取扱いはいたしません。

**16．契約に関する留意事項について**

（１）契約不適合

①本業務で納品される成果品に、契約不適合があった場合は、本市の指示に従い適切な処理を受注者の負担において行わなければならない。

②検査後１年以内に発見された納品物の契約不適合については、無償かつ速やかに応じること。

③業務終了後、不具合等が発生した場合における問い合わせ先を本市に提示すること。

（２）守秘義務

受注者は本業務を施行中に知り得た内容について、他に漏らしてはならない。

（３）損害賠償

本業務遂行中に受注者が本市及び第三者に損害を与えた場合は、直ちに本市にその状況及び内容を連絡し、本市の指示に従うものとする。また、損害賠償の責任は受注者が負うものとする。

（４）事故

　本業務中に事故があったときは、所要の措置を講ずるとともに事故発生の原因及び経過、事故による被害の内容等について速やかに本市に報告することとする。

**17.　結果の公表と企画提案書の公開**

（１）結果の公表

市は第２次審査後に審査結果・順位・評価点を公表できるものとします。なお、契約事業者候補について、市は事業者名及びその提案金額を公表できるものとします。

（２）企画提案書の公開

プロポーザル方式への参加申込手続以降に市に提出された書類については、大和高田市情報公開条例に基づき公文書公開請求（情報公開）の対象となります。条例第６条第１項に該当する事項以外原則公開となることから、あらかじめ了承のうえ提出してください。ただし、参加申請者が事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非公開となる場合があり、この情報に該当すると考える部分がある場合は、提出書類に含めて文書により申し出ることとする。なお、委託事業者選定期間中においては、決定に影響するおそれがあるため、全て非公開とする。

**18．事務局・問合せ先**

（１）部署名：大和高田市福祉部子育て支援室保育幼稚園課

（２）住　所：大和高田市大字大中９８番地４

（３）電　話：0745-22-1101（内線2590）

　　　ＦＡＸ：0745-23-0415

（４）電子メールアドレス：hoikuyouchien@city.yamatotakada.nara.jp